自転車乗車用ヘルメット 購入費用の一部を補助します!

令和5年4月から改正道路交通法が施行され、すべての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務となりました。大人も子どももヘルメットをかぶって自転車を安全に利用しましょう。

《申請期間 令和6年4月1日 \sim 令和7年3月31日 (予定) »

- ※令和 5 年度に申請した方は、新たに購入されたとしても申請することはできません。
- ※予算の上限に達した場合は、受け付けを終了します。
- ※申請の受け付けは先着順となります。(申請状況は、随時市のホームページでお知らせします。)

対象者(以下3点に当てはまる方)

- ・令和5年度に本補助金を申請していない方
- ・**市内**に居住し、申請日時点で住民登録がある方 ※年齢による制限はありません
- ・市内のヘルメット販売店で購入した方

補助金額

ヘルメット 1 個につき 2 千円 (1人につき 1 個、1 回限り) ※購入金額が 2 千円未満の場合は購入金額

補助の対象となるヘルメット

令和5年4月1日~令和7年3月31日の間 に購入した**新品**のもので、指定する**安全基準(裏面参照)** を満たしている**自転車乗車用**ヘルメット

申請に必要なもの(詳細は裏面をご覧ください)

- 事前チェック表
- 補助金交付申請書ご本人の申請の場合(別記様式第1号)保護者が子ども(18歳未満)の申請をする場合(別記様式第2号)
- 購入時の領収書またはレシートの原本
- 安全基準の認証マークの確認ができるものの写し
- 申請者の本人確認書類の写し
- 補助金請求書(別記様式第5号)
- 振込先口座情報の写し

※補助金交付申請書および補助金請求書は交通対策課窓口および市内の一部ヘルメット販売店で配布するほか、 市のホームページから印刷できます。

※裏面もご覧ください※



申請の流れ



1 購入

市内のヘルメット販売店でヘルメットを購入します。

※SGマーク等の安全基準を満たしたものが補助対象となるヘルメットです。 (裏面参照)



2 申請

必要書類をそろえて、窓口・郵送のいずれかの方法で 交通対策課へ申請してください。

申請書等は必ず記入例をご確認の上、ご記入ください。



3 補助金交付(振込)

市で申請内容の審査を行い、不備がなければ指定口座へ補助金を振り込みます。

※申請が集中した際は、振り込みまで数か月かかる場合 があります。

【問い合わせ先】

小平市交通対策課交通安全担当

住所:小平市小川町2-1333

電話:042-346-9827(直通)



★詳細は市のホームページをご確認ください。

▶ 市内のヘルメット販売店で購入したもの ▶ 令和5年4月1日~令和7年3月31日の間に購入した新品のもので、指定する安全基準を満 たしているもの(SG、JCF、CE、GS、CPSC およびこれに類する安全認証マークがあるもの) 補助対象 ヘルメット JCF マーク CE マーク* GS マーク CPSC マーク[※] ※CE マークの場合、「EN1078」の安全認証ナンバー以外は補助対象となりません。 ※CPSCマークの場合、「CPSC1203」の安全認証ナンバー以外は補助対象となりません。 ① 事前チェック表 ② 補助金交付申請書(本人用(別記様式第1号)または保護者用(別記様式第2号)) ③ 購入時の領収書またはレシートの原本 (購入年月日、購入店名、メーカー名、品番(商品名)、 および購入金額の記載があるもの) ※メーカーや品番(商品名)等の情報が記載されていない場合は、保証書や取扱説明書等の該当箇所 をコピーして、一緒にご提出ください。 申請書類 ※提出のあった原本は、確認印を押印し、補助金交付決定通知書の送付時等に返却します。 ④ 安全基準を満たしていることがわかるものの写し(保証書、取扱説明書など) ※③の領収書またはレシートで確認できる場合は不要です。 ⑤ 申請者の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード(顔写真のある面)、保険証等) ⑥ 補助金請求書(別記様式第5号) ⑦ 振込先口座情報の写し (通帳、キャッシュカードなど) 次のいずれかの方法で交通対策課へ申請してください。 1 交通対策課窓口(市役所4階)へ直接提出 ●提出期限 令和7年3月31日(月)まで ※予算の上限に達した場合は、 ●受付時間 平日 午前8時30分~午後5時00分 受け付けを終了します。 申請方法 2 郵送で提出 ●郵 送 先 〒187-8701

小平市小川町2-1333 小平市役所 交通対策課 宛

●提出期限 令和7年3月31日(月)(当日消印有効)まで

Q:令和5年度に本補助金を受けましたが、新たにヘルメットを購入した場合も対象になりますか。

A:対象になりません。本補助金は1人につき1個、1回限りです。

Q:通信販売サイトで購入したヘルメットは対象になりますか。

A:対象になりません。市内のヘルメット販売店で購入したヘルメットが対象です。

よくある 質問

Q:バイクや工事用のヘルメットは対象になりますか。

A:対象になりません。自転車利用者の乗車用に製造されたヘルメットのみが対象です。 なお、CE マークの場合、「EN1078」の安全認証ナンバー以外は工事用や産業用等のヘルメットに 該当します。その場合は補助対象となりませんのでご注意ください。

Q: 領収書の代わりにレシートでも大丈夫ですか。

A:レシートでも構いません。ただし、メーカーや品番(商品名)等の情報が記載されていない場合は、保証書や取扱説明書等の該当箇所をコピーして、一緒にご提出ください。